



大宜味村

No.175

令和4年6月1日

2022年

議会だより



議会

ホームページも

見てね!



詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください

元プロ野球選手による野球教室が開催されました!(中央黒服3名) ●左から: 吉村裕基(東福岡高→横浜ベイ→福岡SBホークス ※引退)

●中 央: 新垣浩(沖水高→九州共立大→福岡ダイエー→東京ヤクルト ※引退)

●右: 大野倫(沖水高→九州共立大→読売ジャイアンツ→福岡ダイエー ※引退)



お知らせ

【役場庁舎移転後】

大宜味村議会は引き続き、議会講事堂で事務を行いますので移転はしていません。

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、本議会の傍聴を希望する場合は、息苦しさやだるさ、発熱など症状がないことを確認の上で、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、ご協力をお願いします。一人ひとりの心がけが大切な人の命を守ります。

- 一般質問 1~7
- 議案等の議決結果一覧 8~14
- 議会事務局 人事異動 15
- 自治功労者表彰 15
- 庁舎建設視察 15

LINE F O R M A T I O N



大山 美佐子 議員

5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種について

問1 2022年1月19日に日本小児科医師会が発表した「5歳から

11歳の新型コロナウイルスワクチン接種」は現在想定されているワクチンの効果は高いといえるが、副反応としての、接種部位の疼痛・発熱・頭痛倦怠感などは、この年齢に接種されていない他のワクチンに比べ、むしろ発生率が高いと想定され、接種時に、一定数おこる血管迷走、神経反射、接種後、稀に起こる可能性がある心筋炎・

心膜炎についても十分な注意と対応が必要である。そこで、大宜味村において5歳から11歳まで新型コロナウイルスワクチン接種は予定されているのか。予定されていたら、いつ、どのように、どこで接種するのか。

答 宮城功光 村長

現在、調整中ではありませんが、小児の接種について北部三村合同で集団接種ができませんか検討しているところで、接種時期につきましては4月以降の予定で調整している。改善センターで調整しているが、日程次第では他村での接種となる場合もあり得る。

問2 3月9日の新聞にも、

各市町村の情報が載ってはいませんが、接種をするには接種券

を発行すると思うが、特に注意事項とかが記載されているのか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

接種券のほうはこれから準備するところではあるが、パンフレット等、国から示されているものもあり、そちらを活用しながら送付していきたいと考えている。

問3 沖縄県においては10歳

未満の感染率が高い。接種券を発行するときは、コロナワクチン接種を受けることができない子や接種する際に注意が必要な子にきちんと情報提供して欲しい。また接種を受けた後の注意点や副反応についてもしっかりと知らせることができるか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

接種会場の方にも、受けた後の注意点等の張り紙等も大きなA1サイズ(ポスター)ぐらいの用紙で張り紙もする予定で、その辺も十分周知していきたい。

行政への意見

ワクチン接種はあくまでも任意である。医師間、保護者間でも、賛成反対の声はすぐ聞こえてきている。保護者同伴で医師の丁寧な説明を聞いて、納得して、打つ打たないは保護者の責任で決めることとなる。接種券がきても急がないでよく考え、よく話しあって決める事が大事であり、強制的な言葉遣いや接種を強く促すような表現がない告知を要望する。



宮城 良治 議員

国立自然史博物館誘致について

問1 国立自然史博物館の必要性については1958年から議論され、2016年5月に日本学術会議から「国立自然史博物館設立の必要性」についての提言が公表された。沖縄のような生物多様性が極めて高く多種多様な豊かな自然環境の場所に立地する国立自然史博物館はまだ一つもなく設立地として沖縄が最適であるという結論に至っている。以前から誘致については村長から伺っていたが、村内への誘致に向けて積極的に取り組めないか。

答 宮城功光 村長

本村には、杣山周辺で広大な村有地がある事を以前から周知し、誘致の意向表明をしている。沖縄県においては、各地域においてシンポジウムの開催など、事業の展開がなされてきており、次年度も開催の意向がある事を伺っているので、本村としても、県等の指導を頂きながら積極的に取り組んでいく。

問2 現在、国立自然史博物館はヨーロッパやアフリカ大陸をカバーしている大英自然史博物館とフランス国立自然史博物館、そして南北アメリカ大陸と太平洋をカバーしているアメリカ国立自然史博物館がある。それに対しアジアは空白地になっており、もし誘致することができればアジア全体をカバーすることになりスタッフも約300名が常駐す

る。国立自然史博物館は博物館機能を持った教育研究機関として大学や大学院大学などとも連携して自然史科学の教育を行う。ぜひ辺土名高校とも連携ができればと思っております。例えば授業の中で研究者と最新の調査研究などを行い、将来的に動植物の研究者を目指す人材育成が行える高校を目指すとはどうか。また、観光においても、魅力的な施設になり、世界に誇れる次世代の財産になる。だからこそ早めに動かなければならない。現在、海洋博で日本初の国立自然史博物館を沖縄にというテーマで企画展が行われている、このような取組を大宜味でも行えないか。

答 宮城功光 村長

沖縄にアジアの拠点となる世界自然史博物館をつくる必要があるんじゃないかということ、準備会が、16年10月

に開催された。私も参加し皆さんの思いを聞いた。そして18年7月23日には、東京のほうでシンポジウムがあり、そこで辺土名高校の子供たちが発表し、アジアの学者の皆さんからすごい評価があり、ぜひとも沖縄に自然史博物館を誘致してほしいという話があった。私も「私たちの思いを持っている場所がありますから、どうぞよろしくお願ひします」という形で挨拶をしました。自然史博物館については文科省の事業で、博物館をつくるという方向もまだ決まっていない中で心配なところもある。シンポジウムにはできるだけ参加して大宜味の思いを伝えていくという状況である。機会があれば、村としてはしっかりとシンポジウム等に参加し三村一緒になって行動をしていきたい。



大城 邦彦 議員

村道上原・喜納線からダンプ道路への横断道路設置について

問1 結いの浜埋め立用ダンプ道路工事において、上原区から喜納への村道とダンプ道路への車両通行可能な横断道路が、当初の工事において、ほぼ出来上がっていたが、山の斜面がくずれた為、設計変更し、出来ていた横断道路も撤去されたものである。当初ダンプ道路はミカン栽培農地を分断する形でダンプ道路が計画されていたため、横断道路は地主や農業者などからの強い要望であった。しかし、工事完了後出来た横断道路は人が通行できるほどの道幅し

がなく、全く活用されていない状況である。利便性のために車両通行可能な横断道路の検討と実現について村としての見解を伺う。

答 宮城功光 村長

課長とともに現場確認をしてみました。現在コンクリート舗装で幅員2メートルの道路があり、車両の通行は厳しい状況にあるので、検討しなければならぬと考えている。

問2 横断道路ができると農業をしている方や喜納の集落の方も、いろんな面で利便性があると思う。前向きに検討されていただきたい。

答 新城 寛建設環境課長

横断するに当たり何とかできるような対策がないか、担当のほうとも話をしながら、早くできる方法がないのか探っていききたい。

答 宮城功光 村長

早めにするためには、地主に同意していただき維持管理

の中で、十分伐採をやりと車が通れるような状況をつくれるので今後調整しながらやっていきたい。

大雨時の農地浸食防止対策について

問1 喜納地区農地において、大雨時にダンプ道路と喜納集落などから合流した雨水が、農地の自然排水溝へ一気に流れ込み、土砂が年々幅広く削られミカン木等の倒木も起こっており、早期の対策が必要であると考えているが村としての見解を伺う。

答 宮城功光 村長

喜納地区の排水は、法定外公共物〔無番地〕となっており、古くから周辺の道路排水や農地からの排水用として使用していると認識している。現状では、無番地の改修にあたり土木部関係事業の補助事業が見つからず、ほかの事業が出来ないか検討になるため早期

の改善は厳しい対応になると考えている。

答 新城 寛建設環境課長

地域農家、住民の協力で調査を行いながら事業を進めたがい、事業を起こすとなると、最低3年、それぐらいの期間がかかるものと思う。考えながら採択に向けて何かできることがないか考えていきたい。

問2 農業されている方と調整しながら、今後の安心安全を含め、時間はかかるうとも前向きな計画を立てて進めていただきたい。

答 宮城功光 村長

産業振興の中で事業を導入していくというふうな方法しかできないのかなと思ってい。できるだけ早い時期に、農林水産部と調整して、法面崩壊の関係もあり、農家の皆さんと調整して、この事業を早めに進めることができるよう、県のほうと調整して進めていきたい。



宮城 貢 議員

農林水産業の振興について

問1

① 村の特産品シークワサーの生産地である押川地区で農道や排水路等の整備が、県の事業主体で行われる計画があるが、村は沖縄県、地域住民とどのように調整していくかを伺う。② 水産業の振興で漁港や漁港海岸施設について機能保全事業計画に基づき整備、維持管理が必要で

す。現在計画していることがあるか。又、大宜味村として養殖漁業をどう推進していくかを伺う。

答 宮城功光 村長

① 押川区長等から要望があり、事業主体を本村として事業採択に向け、受益者や地域住民からの要望を調整しながら

ら何回も説明会や打合せを行ってきた。その結果、沖縄県と協議を行い、県営で事業を採択することができた。

② 令和4年度は、浮棧橋係留杭補修等を予定している。漁業者からの調査を行い、事業化に向け塩屋漁港整備事業計画策定業務を実施する予定です。養殖漁業は、現在、クロマグロや琉球スギの養殖を行っている民間事業者が今後、規模拡大を考えており、その事業化に向け、行政が支援できることは支援する予定。

問2

農業基盤促進事業として今後も他の地区(シークワサー農家関係)でもその取り組みはできるのか伺う。

答 花田義徳 産業振興課長兼 農業委員会事務局長

実際に農家、区長、関係者が要望を村に出している。その要望をもとに県と調整しながら事業を進めたい。他の地域に於いても押川地区と似たような地域であれば事業化は可能だと考えている。

問3

観光産業の拠点形成の結の浜計画と塩屋漁港との関連性や兼合いがあるのか。

答 福地亮 企画観光課長兼 プロジェクト推進室長

結の浜海浜整備計画を策定している段階で大宜味海人会との調整もさせていただいた。海浜整備を行うに当たってモズク養殖とかぶっていますので、移動することや取水施設の移動等の計画は今後の協議、話し合いの中で進められていくものと思う。

福祉拠点施設整備事業について

問1

福祉拠点施設整備事業基本計画の策定に向け、プロポーザルで優先交渉者が決まったと聞いたが契約内容を伺う。

答 宮城功光 村長

契約内容は、契約金額491万7,000円、契約相手は株式会社長大、履行期間は令和3年12月25日から令和4年3月24日となっている。

問2

令和4年度の大宜味村重点事業として福祉拠点施設整備事業がある。スキームとしてこの事業の村民の対象者、ハード面、ソフト面をどう分けるのか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

現在、基本計画を策定している。ハード面で予定しているのは旧大宜味小学校跡地で検討している。ソフト面は関係者等のヒアリング等も行っており、聞き取りしながら検討していきたい。

行政への意見

大宜味村は保健福祉の充実、健康福祉の村づくりの推進、子育て環境、障害者福祉の充実、高齢者福祉等で行政を進めている。福祉の受け手から担い手、介護支援、予防生活、医療費の削減、あと60歳以上の高齢者の就業機会の確保を目的にシルバー人材センターの構想を考えていたが、民間活用で立ち上げたい。民間活用で立ち上げたい。民間活用で見守ってほしい。



大城 佐一 議員

子どもの貧困対策・障害者(児)・高齢者福祉の充実を地域と行政で

問1 施政方針にある健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくりと保健・福祉の充実について。

一、子育て環境の充実については子ども医療費助成事業等で負担軽減を図ったが子どもの貧困対策の考えは。

二、障害者(児)福祉の充実は、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援する取り組みとは。

三、高齢者福祉の充実は、本村も少子高齢化が進むなか、高齢になっても健康で安全に一人暮らしを続けていくには、周囲からの配慮や支援が必要

と思うが村としての考えは。

答 宮城功光 村長

一、については貧困対策支援員の配置、子どもの居場所事業を継続して実施していく。

二、については、相談体制、体験の機会の確保、緊急時の受け入れなど、障害者支援施設や相談事業所と連携し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を確保する。

三、については、村としてこれまで買い物支援事業等、様々な支援を行ってきた、自治体による公助だけでなく、住民自身の自助や地域の様々な関係者による互助など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが重要である。

問2

沖縄県の所得で大宜味村は、県内41市町村のうち38位である。沖縄県も貧困世帯の生活が、2016年に子供の貧困割合を29.9%と算出したが、その後の調査で改善の兆しが見えてきたが、近年のコロナ禍の中で失業率が上昇傾向にあ

り、雇用の情勢も悪化して大変困っていると思うが、これに対する施策はあるか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

低所得者向けの村としての支援はあるが、国、県の低所得者向けの子育て世帯への給付金はあるが、村独自の給付金はない状況である。就学援助やこども園の所得に応じた保育料の減などそれ以外にも子育て支援を行っている。貧困対策だけでなく、子育て支援の中でそこら辺はカバーしてきていると思う。

問3

大宜味村障害者計画書もあるのにそれに沿って福祉村に合った充実した政策をし、周囲からの障害者に対する偏見をなくし、障害者と健常者のバリアを取り除く政策も取り入れたらと思うが。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

障害福祉については、国からも地域生活拠点等の整備を行ってほしいと各市町村に対して話があり、障害者の重度化、高齢化、また親亡き後の

問題があり、その中で障害者の親が亡くなった場合、本人がどう地域で過ごしていくか、村としてそうなった場合の対応を考えないといけないというところで村の自立支援協議会がある。

問4

高齢者福祉で村として独り暮らし、老人世帯に対する見守りはたんぼぼの会だけなのか、ほかにもあるか。2016年に見守りで大宜味郵便局との協力で地域の見守り強化で提携を結んでいるが機能しているのか。

答 佐久川紀亮 住民福祉課長

たんぼぼの会の会員も高齢化してきている現状で、活動自体もだいたい制限されてきており、たんぼぼの会の拡充をするか、別の方法で見守りができるのか、今後検討する必要があると思う。

答 宮城功光 村長

大宜味郵便局との提携はそのままやっている。新たに沖縄県郵便局長との締結をすることになっている。



安里 重和 議員

大宜味村の借金額は？

問1 ①平成28年3月末現在で43億3千467万円程であったと思うが、現在令和4年3月末での借金額は？
②返済計画は？

答 **宮城功光 村長**

①令和4年3月末での地方債現在高、47億5千450万7千円となっている。
②借入先から示される償還表に基づいて毎年、償還していく。

問2 村民一人当たりの借金は？

答 **真喜志亮 財務課長**

一人当たりの借金額にすると153万7千680円になる。人口が、3千92名、国勢調査の人口で割っている。

問3 財務状況把握の結果概

要、沖縄総合事務局理財課が出した結果を読むと（一部抜粋）
「今後の財務運営に係る留意点について、将来の実質債務は増加し、また地方債の償還原資となる行政経常収支も大幅な増加は見込めない事から、財務4指標全てにおいて悪化するおそれが見込まれる。行政の経常収支比率当団体45%、県内平均13.4%、類似団体20.6%、補助率も当団体21.5%、県内平均13%、類似団体の平均18.1%、人件費等当団体25%、県内平均20.1%、類似団体20%、以上の事から当団体は、行政経常収支に占める補助費など及び人件費の割合が高い特徴を有している。今後は歳入確保、歳出抑制の財務健全化に向けた実現可能な対応を着実に実施する等、財政運営に当たり留意する事が必要と考えられる」。その事について何か改善があったのか？

答 **真喜志亮 財務課長**

毎年度の予算編成で、圧縮に努めるよう努力はしている。地方債の借入について単純な借入ではなく、過疎債・交付

税の方で過疎の元利償還の7割は交付税で戻ってくる仕組みもある。極力交付税措置のある地方債を借りていく。
問4 広報誌で職員の給料とか沖縄県との比較をやっているが、地域の地方団体との比較をやってもらいたい？
答 **真喜志亮 財務課長**
広報誌の方でも十分公表できる検討させていただきたい。

簡易水道本管の増設を？

問1 村道田嘉里線（ファマツタイ）沿いには、11世帯ある。

7世帯は、水道本管が住宅に隣接されており残り4世帯は、約90m程個人負担で水道を引き込んでいます。水道本管の延長を延ばして頂けるよう要望するが、村はどう考えているか？

答 **宮城功光 村長**

単独事業での延長は厳しく、国庫補助事業の導入に当たっても費用対効果分析が必要な事から、事業実施が可能か調整を行っていきたい。

答 **新城寛 建設環境課長**

4世帯においては、お願いをして個人でPP管20ミリで引張っている状況。費用対効果は、どうしても必要なもの。

問2 費用対効果と言うよりも投資対効果を選んだ方が良い。例えば、いろいろ問題が上がり何かあれば、行政のミスとして補正を組む。村民に対して補正は組まないのか？
答 **新城寛 建設環境課長**
建設環境課での判断という話になると、補正でも対応できると思う。

問3 村民は、住民税・固定資産税・軽自動車税・介護保険料・水道料金等多額の金額を納付している。大宜味村に住んで良かったなと思われる行政サービス、対応をやってもらいたい？
答 **新城寛 建設環境課長**
住民サービス、調整を図りながら、考えさせていただく。（9月議会まで）

その他「指名停止期間中の随意契約について」も質問した。



吉 濱 覚 議員

健康で安心安全のできる暮らしを問う

問1 村は、2018年に村環境改善センター前バス停留所待合施設を撤去し、バス会社に設置要請を確りやっているとされているが、未だに実現していない。路線バス利用者が雨や日差しが強い日の利用に支障をきたしている。また、児童生徒のスクールバス乗車のためにバスをセンター構内に侵入しての対応を余儀なくされている。村内のバス待合施設には、県や村が設置した場所がある。児童生徒や村民のことを思えば村が設置してもいいと思うが説明を求めめる。

答 宮城功光村長

バス停設置についてはバス事業者が主体と考えている。

2022年1月に、改善センター前バス停留所の上屋設置を再度要請している。

答 米須邦雄教育長

スクールバスは2020年11月から改善センター構内にて乗車をさせている。現在は駐在や地域の方々の協力により支障なく運行ができています。

行政への意見

喜如嘉区代議員会で、いつまでこのような状況を許しているのか、バス停留所待合施設を早急に造るべきだと。喜如嘉区出身2議員もハツパをかけられ、喜如嘉区としても要望がある。また、喜如嘉区だけではなく、謝名城区や改善センターを利用する人が利用している。いつまで、こういう状態を続けるのか教育委員会もどう考えているのか併せて再考を。

問2

村は、生涯にわたる健康づくりとして、健康福祉づくりを推進している。また、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、その基本理念である「健やかさと安らぎのあふれる長寿の

里」の推進に向け、各施策・事業を展開するとしている。しかし、沖縄県介護保険連合によると、本村における介護認定率は24.1%で、高齢化比率の影響を除いた調整済み認定率が19.7%で格差の大きい地域分析となっている。健康長寿を実現していくには、県の事業「調査・検討モデル事業」を本村で受け入れ「地域支援事業」を積極的に推進していく考えはないか説明を求めめる。

答 宮城功光村長

「調査・検討モデル事業」は、沖縄県介護保険連合がこれから、県に相談する予定の事業となっており、現時点では実施するかどうかも確定していない。具体的な内容について、まだ説明を受けていないので、事業実施が確定した際は、検討をする。

地域の生活・経済基盤の確立を問う

問1

村は、喜如嘉土地改良区波佐間原等について過去に住宅地拡張を喜如嘉区等の要望に応じて住宅建築を可能に

する措置として農振農用地から除外した。なぜ、現在は宅地転用ができないとしているか説明を求めめる。

答 宮城功光村長

農業振興地域の整備に関する法律では、問題ないが、いろいろな法律で規制がかけられている場合があるので、各部署で確認をお願いする。また、その場所が農地であれば、農地法関係になるので、農業委員会に問い合わせして下さい。

また、1、健康で安心・安全のできる暮らしについてエコツーリズムや世界自然遺産を活用した地域活性化推進や新型コロナウイルス過における地元住民等の健康づくり、癒しや生活に支障をきたしているので対策。

2、透明性や公平性、公正性な行政運営について旧塩屋小学校跡地活用事業、LED防犯灯取替工事、村新庁舎建設電気工事設備工事入札。

3、地域の生活・経済基盤の確立についてシークワサー産業振興の現状、課題と展望、カラギ産業振興の現状、課題と展望の件も質問した。

議案等の議決結果一覧

令和4年 第1回(2月)臨時会

令和4年2月21日の日程で第1回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第6号））	子育て世帯への臨時特別給付に係る予算措置を早急に行う必要が生じたため。2,325万円の増額補正	承認 全会一致
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第7号））	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付に係る予算措置を早急に行う必要が生じたため。 1億359万8千円の増額補正	承認 全会一致
議案 第1号	財産の取得について（村立診療所LED光源搭載内視鏡システム備品購入）	取得金額：935万円 契約相手：（株）沖縄メディコ	可決 全会一致
報告 第1号	専決処分の報告について	令和3年度大川川護岸改修工事の変更契約19万4,700円の減額	報告

令和4年 第2回(3月)定例会

令和4年3月11日～24日の14日間の日程で第2回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
報告 第2号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	報告
同意 第1号	教育委員会委員の任命について	山上 晶子氏（田嘉里区）	同意 全会一致
議案 第2号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）」の一部改正に伴う改正	可決 全会一致
議案 第3号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	「地方税法（昭和25年法律第226号）」の一部改正に伴う改正	原案可決 全会一致
議案 第4号	大宜味村文化財保護条例の一部を改正する条例	「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」との整合性を図るための改正	原案可決 全会一致
議案 第5号	大宜味村むらづくり応援寄付条例の一部を改正する条例	令和3年7月の世界自然遺産登録に伴い、豊かな自然環境の保全及び活用施策へ対応するための改正	原案可決 全会一致
議案 第6号	大宜味村過疎地域持続的発展計画の一部変更について	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく、計画の一部変更	原案可決 全会一致
議案 第7号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	2,864万4千円の増額補正 ※主に、むらづくり応援寄附業務委託料	原案可決 全会一致
議案 第8号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	4,223万9千円の減額補正 予算総額：5億166万7千円	原案可決 全会一致
議案 第9号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	220万円の減額補正 予算総額：1億3,436万円	原案可決 全会一致

議案 第10号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	50万円の減額補正 予算総額：4,481万円	原案可決 全会一致
議案 第11号	令和4年度大宜味村一般会計予算	予算総額：50億9,095万9千円 （対前年度比：19.3%増）	原案可決 全会一致
議案 第12号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	予算総額：4億7,206万7千円 （対前年度比：2.5%増）	原案可決 全会一致
議案 第13号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	予算総額：1億5,026万1千円 （対前年度比：25.8%増）	原案可決 全会一致
議案 第14号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	予算総額：3,625万7千円 （対前年度比：13.0%減）	原案可決 全会一致
議案 第15号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	予算総額：3,725万円 （対前年度比：2.1%減）	原案可決 全会一致
議案 第16号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計予算	収益的収入及び支出予定額 工業用水道事業収益額 497万3千円 工業用水道事業費用額 354万4千円	原案可決 全会一致
議案 第17号	大宜味村議会基本条例	村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とし、制定された。	原案可決 全会一致
決議 第1号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議	ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、残留日本人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時撤退を強く要請するための決議	報 告
陳情 第24号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、在日中国大使館及び日本外務省に働きかけること。国に「毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書」提出することを求める要望	議員配布
陳情 第1号	選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書の提出を要望する陳情書	国に対し、選択制夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める要望をした陳情	議員配布
陳情 第2号	公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進について（陳情）	地球温暖化を防ぎ脱炭素社会の実現のために、省エネルギー推進としての公共施設への早期のZEB導入と住宅へのZEH導入の村民への普及啓発と電力自由化の促進を図るための入札制度についての陳情	議員配布
陳情 第3号	沖縄を再び“いくさば（戦場）”にさせないための陳情	日本政府に対し、平和外交を誠心誠意展開されることの要請決議を望む陳情	議員配布
陳情 第4号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきたいき件	地域振興の見地から、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化するよう内閣総理大臣宛意見書の提出を要望する陳情	議員配布

令和4年 第3回(5月)臨時会

令和4年5月12日の日程で第3回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要が生じたため。	承認 全会一致
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため。	承認 全会一致
議案 第18号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	沖縄県人事委員会の勧告に基づき、大宜味村職員の期末手当の支給割合を改正する。	原案可決 全会一致
議案 第19号	大宜味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	議案第18号の改正に伴い、大宜味村会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正する。	原案可決 全会一致
議案 第20号	特別職の職員で常勤のもの期末手当の特例に関する条例	議案第18号の改正に伴い、均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる。	原案可決 全会一致
議案 第21号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	訴訟等委託料 275万円を除いた補正予算案の修正案の動議が提出され、その修正案が可決された。 修正案動議提出者：仲井間宗利議員	修正可決 賛成多数
報告 第3号	専決処分の報告について	大宜味村新庁舎建築工事の変更契約についての報告	報告
請願 第1号	塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願書	村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や、取り消し処分を行ったために、損害賠償請求事件となっている。議会は、行財政の運営や事務処理ないし、事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのかどうかを、住民の立場に立って批判し監視することは、議会の責務ではなからうか。このことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが求められることをまず認識すべきである。議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があるため、損害賠償請求事件等に関する行財政運営を地方自治法第100条第1項（議会の調査権）及び第100条の2（専門的知見の活用）の規定による真相究明を求める。	採択 賛成多数
決議案 第2号	塩屋小学校跡地活用事業におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する決議	村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があるため。	原案可決 賛成多数

賛否分かれたもの

○：賛成 ×：反対 欠：欠席
 退：棄権と意思表示しての退場
 ※議長は採決に加わっていません。

令和4年 第3回臨時会	結 果	大 城 佐 一	宮 城 良 治	仲 井 間 宗 利	友 寄 景 善	大 山 美 佐 子	大 城 邦 彦	宮 城 貢	吉 浜 覚	安 里 重 和	平 良 嗣 男 (議長)
議案第21号 (原案)	賛成少数	○	○	×	×	×	○	○	×	×	-
議案第21号 弁護士委託費用を 除いた修正案	賛成多数 修正可決	×	×	○	○	○	×	×	○	○	-
請願第1号	賛成多数 採択	×	×	○	○	○	×	×	○	○	-
決議案第2号	賛成多数 原案可決	×	×	○	○	○	×	×	○	○	-

【討 論】 令和4年第3回 (5月) 臨時会

議案 第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算 (第1号) について

反対討論 (仲井間 宗利 議員)

村は、平成30年(2018)4月19日、一般社団法人大宜味ユーティリティセンターに旧大宜味村立塩屋小学校跡地活用事業として建物及び、敷地を賃借した、当初の目的はイベント開催、民泊などなどの事業であった。令和2年3月1日大宜味ユーティリティセンターは新事業として、学校跡地活用事業に伴う事業計画変更申請書を提出した。村は住民への説明もなく村長が承認したので、運動場の一部に、1億2,450万円の費用を投じて、エビ養殖施設を建設し雑エビを投入して、陸上養殖を開始した。その後、飼育していた、エビが、伝染病が起きて事業が停止したその後、エビ養殖事業者が事業再開するために、村と協議してきたが、村は、住民意見の集約する目的で令和3年11月に住民説明会を開催した。村長自ら事業承認したにもかかわらず、出席せず、責任逃れではないか、参加者の不信を招いたのは事実である。出席して住民に納得のいく説明をすれば、このような裁判にはならなかったのではないか。村の事業でもない、事業変更の説明もなく村長単独で承認したのではないか、そうであるならば村の予算を計上するのは納得できない。本議案に反対せざるを得ません。どうか本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

賛成討論 (宮城 良治 議員)

議案21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算について賛成の立場で討論を行います。

皆さん、もう一度考え直してください。裁判に向けて、いま村職員は一生懸命取り組んでいるところです。この予算を通さないと、応訴に向けて弁護士を大宜味村として立たすことができず、訴えている側の3名の弁護士を相手に本当にできるのか、その辺はもう一度考え直して欲しい、議員各位のご理解とご賛同よろしくお願ひします。

賛成討論 (宮城 貢 議員)

今回の補正予算に、裁判を進めていく費用（弁護士委託料）が入っています。本補正予算案に反対の意見があり、否決されたら、被告として訴状を無視して裁判を欠席することになります。答弁書を提出することなく第1回の裁判に欠席すると『相手の言い分が全て正しい』と認めることになります。原告の請求をそのまま認める形で判決が出されます。相手は2億1,362万円を損害金として支払いを求め提訴しています。大宜味村で払えますか。反対議員のみなさん、何がための反対ですか。目的のためなら手段を選ばないということです。今回の裁判の争点は大宜味村行政手続条例についてです。原告は住民説明会等を行ったと言います。議員の皆さんも参加したと思います。村民の皆さんは事業再開に賛成していましたか。村行政当局の説明は、『地域住民との調和が図られない事業は認められない』です。原告からの本裁判は、村民、地域住民に対して損害賠償金を請求する内容です。事業継続を望むなら抗告訴訟『取消訴訟、無効確認の訴訟』だと思います。養殖事業の失敗の損害金だけでなく今後3年間の営業利益まで請求する内容の訴状です。補正予算は裁判を進めていく弁護士委託料が含まれています。もし、否決されたら相手の言い分を100%認めることになります。我が大宜味村は多額の賠償金を払わなければならなくなります。もしも、本予算が否決されると村行政運営に支障をきたすどころか村民の皆様にも大変迷惑をかけることになります。村民を裏切り相手原告側に立つ議員に対しては、大宜味村民は長く記憶の中で、また『議会だより』等に記録として残っていきます。よって議員各位のご理解と賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

議案 第21号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案について

反対討論 (大城 佐一 議員)

私は議案第21号令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案に対する反対討論といたします。

原案に対する反対討論を聴いていますと、本当にこの裁判に対する皆さんの思いなのか個人的に個人を攻撃するための反対なのか、全く理解ができません。地方自治法第232条の規定で認められている、応訴活動の委託費用も認めない。全く理解ができません。これまでの原案に対する反対討論等を聴いていますと、お互いが被告になっているのか原告になっているのか全く分かりません。あなたたちは原告の味方なのか、本当に大宜味村に対する、この裁判に対する村民の皆さんのことを考えて原案に反対し、この修正案から裁判費用を削除したのか、その裁判の費用についても質疑等でも言ったのですが、弁護士をつけなければ、みすみすこの裁判を受け入れるという意味と捉えてよろしいのでしょうか。そういった場合、原案に対する反対者の皆さん、そして修正案に対する賛成者の皆さん、もう何度も言いますが、この保証金誰が責任を持って支払うのか、原案に反対討論や質疑でもこれは村だと言っておりますが、大宜味村民、私達すべての方々が訴えられているわけですが、それを防御するのがお互いの議員としての責務じゃないですか、もう少し、自分の我だけを通すのではなく、幅広く村民のことを考えて、この議案に対する判断を冷静に行う議員としての自覚を持ってほしい。ということで、この修正案に対する、反対の討論といたしますので、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。私の討論といたします。

請願 第1号 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等に関する行財政運営を、地方自治法第100条第1項及び第100条の2の規定による真相究明を求める請願について

反対討論 (宮城 良治 議員)

特別委員会設置について反対の立場で討論させていただきます。

特別委員会の設置については、裁判の結果を見ながら必要であれば設置すればいいと考えております。現在、大宜味村に対し2億1,362万円の損害賠償請求裁判が行われ、村当局は応訴に向けて全力で取り組んでおります。なぜ今、特別委員会を設置する必要があるのか、逆に我々議会が村当局の足を引っ張ることになり、結果的に村民の不利益になる可能性もあるのではないかと不安が残ります。いま、応訴に向けて万全の体制で取り組んでいかなければいけない時期だと思っておりますので、議員各位にご理解と賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

賛成討論 (吉濱 覚 議員)

本請願については、新聞報道でもあったように、現在、旧塩屋小学校でバナメイエビ養殖事業を行っていた事業者は村が承認取り消し処分をしたために、1億円の損害賠償訴訟が提起しています。村行政が行った手続きに違法性が有るか無いかの判断は司法が判断することになります。しかし、私たち議会にも、村の行政機関が適正な事務処理についての、検査権（98条1）、監査請求権（98条2）調査権（100条1）及び専門的知見の活用（100条の2）が与えられています。これは、事業者より村が行政運営に違法行為をしたと提起されていますので、私たち議会としても、調査権を発動して、この事件の内容を調査、原因究明をし、今後の行政機関の事務処理において二度と損害賠償請求などが起こらないような体制を構築していくため、「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」（※通称・略称100条委員会）を設置して対応すべきと考えます。100条委員会では違反行為があった、無かったかなどの判断だけではなく、違反行為があった場合、何故その行為が行われたのか、今後どのような再発防止があるか。違反行為が無かった場合、何故このような業者から損害があるからとして提訴に至ったかなどを詳細に調査、再発を防止していく必要があると考えます。今回裁判を提訴されただけで、275万円の弁護士費用が掛かると説明をしています。また、損害が認定された場合請求額の1億円を全て厳しい村財政から支払われます。このような事件、事例が繰り返し起こらないように是正や再発防止のため、今後の村行政運営の是正や再発防止のためにも本請願が求めている100条調査の必要性が認められます。議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正・透明性・信頼性を重視し、村民参加を推進し、村民に開かれた議会を目指す活動原則する村議会基本条例を制定しています。よって、村民本位の政策決定、村長等の事務の監視及び評価を行う議会の責務を果たすために本請願に対して各議員の賛成を求め討論とします。

反対討論 (大城 佐一 議員)

請願書提出者の理由の中に、「住民の立場に立って批判し監視することは、議会の責務ではなかろうか。このことを十分理解し、よくその職責をわきまえ、行動することが求められることをまず認識すべきである。」と書かれております、まさしくそのとおりであります。しかし、今予算に対する、決議に対して地方自治法で認められている予算に対しても、自分たちの意見だけを通すことで反対する、また、百条調査権の執行にあたってこの留意すべき点を、午前中の質疑の中でも話しましたが、もう一度こちらで話したいと思います。この百条調査権を使用する上での留意すべき点が大きく二つあると言うことで話しましたが、この百条調査の範囲には五つの限界があって、その2番目に、司法権との関係による限界というのがあります。先ほど賛成者討論の中で、司法による判断することになると意見もありましたが、この司法権との関係による限界とは、議会の行う百条調査により、裁判官が裁判を行うにあたって、重大な影響を及ぼす様な調査をすることはできない事であり、特に「裁判内容について、その内容の適否を判断するような調査は、判決確定の前後を問わず許されない」という大きな留意点があります。そこを踏まえて、先ほどの請願提出の理由にある「職責をわきまえ、行動することが求められることをまず認識すべきである」ということでもあります、まさに今司法権との関係にある限界を皆さんも認識してもらいたい。そして、委員長報告の答弁の中で、可否同数から委員長裁決をした理由に「住民からの意見」という文言がありましたが、この住民から言われたことに対して、この裁判で大宜味村はどういう風に訴えられているのか、この被告はだれなのか、こういった諸々の説明はなされた裁決なのか、ただ一方的に村の行政がいろいろ悪い、こういうことばかりをお話しされての裁決なのか、その辺もよく考えてこの委員長裁決をしてもらいたかったです。議員各位の皆様の職責をわきまえ、行動することを求められることを認識すべきことを期待して反対討論といたします。

賛成討論 (友寄 景善 議員)

午前中、本会議における村長の答弁の中で裁判の見通しについてお伺いしたところ、「十分に勝てる自信はある」と、おっしゃってました。しかし、先ほどからいろいろ声を聞いておりますと、百条委設置すると裁判に影響が出るとか、支障が出るとか、そういう内容の話がありました。これは百条委を設置することによって、事実が明らかになって、非常に不利なものになるのではないかと、そういう考えがあるのではないかと、いわゆる、及び腰の、弱腰の対応ではないかと思います。裁判所は裁判所なりのやり方がありますし、百条委は百条委の調査のやり方がありますので、そこはちゃんと調査をして、住民に裁判では明らかにされなかったこと等をしっかり説明して、堂々と村がこういうことをやっている公表すべきであると、裁判中だから百条委を開くべきではないとか、そういう理論はあたらないと思います。だから、是非百条委を設置して、お互いの議会議員の役目を果たすこと、それが村民から信頼される道だと思いますので、是非百条委を設置して、村民に期待される、村民に理解される議員でありたいし、真実を知らせて今後の村政に活かしてほしいという思いであります。そういう意味で、是非、百条委の設置をお願いしたいと思います。



みやぎ ひろゆき
局長：宮城 宏幸

建設環境課環境水道係より令和4年4月1日付けで、着任しました、局員の宮城宏幸です。よろしくお願ひします。



あらしろゆたか
局長：新城 寛

建設環境課より令和4年4月1日付けで、着任しました、局長の新城寛です。よろしくお願ひします。

議会事務局 人事異動



安里重和議員

平良嗣男議長

大城佐一議員

平良嗣男議長が、議会議長として、大城佐一議員並びに安里重和議員が議会議員として多年にわたり在職し、自治功労者として沖縄県町村議会議長会長より令和4年2月17日付で表彰されました。

自治功労者表彰



庁舎建設視察

令和4年3月23日

大宜味村議会ホームページのご案内

<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

- 大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。
- スマートフォンからはQRコードをご利用ください。

